

前橋家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時 平成19年7月9日(月)午後1時30分～4時00分

2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室

3 出席者(五十音順)

(委員)

青木公夫委員,岡村稔委員,関根正喜委員,武井孝一委員,田崎美津江委員,
中村喜美郎委員,樋口隆明委員,松本茂基委員,圓山慶二委員,武藤洋一委員,
森山脩一委員,山田謙治委員,横島庄治委員(以上13人)

(説明者)

群馬少年友の会 國峯武雄会長,宮崎重子研修副委員長

前橋家庭裁判所 石川祐子家庭裁判所調査官

(事務担当者)

魚住英昭首席家庭裁判所調査官,伊東静司首席書記官,福永浩之事務局次長,
齋藤満男次席家庭裁判所調査官,丸山和子総務課長,齋藤辰男総務課課長補佐

4 意見交換

テーマ「少年審判を支える市民」に関し,意見交換をした。

補導委託先として,保護観察所が持っている社会資源を利用しているようであるが,制度の建て方が違うのは分かるとしても,社会資源の活用という切り口は同じなので,もう少し保護観察実施部門との協力態勢があってもいいのではないかと思う。また,同じような制度が保護観察としてあるのに,そもそも中間処分という形で補導委託制度を持つ実質的な理由は何なのか。家庭裁判所が補導委託先を拡充する意味をどう理由づけるのか。

補導委託先が本当に必要であるなら,ボランティアに頼るのではなく,税金を使ってやらなければならないと思う。補導委託制度は,スタート時と現状が,制度や運用において変わっていない。しかし,社会は大きく変わっているので,新しいやり方を研究しないといけないのではないか。また,長くなると,受託者の労働搾取が必ず起こってくる。そういうことをきちんとチェックしないといけないと思う。税金でやるべきだというのは,全部公務員でやれということではなく,

子どもにかかる実費弁償の他に、世話してくれる人にお礼、志として幾分でも支払える予算を講じるということである。そのかわり民間の方であってもこれだけのことは最低限守ってほしいと、義務を課してきちんとやるべきである。大切な制度であるのなら、公としての責任を果たすべきであると思う。

補導委託の場合、どういう委託先を選定するのが難しい。いろいろな少年をお願いするには、多種多彩な委託先がないといけない。前橋の場合は、一覧表記載の中からようやく少年に合った委託先を選定しているといった難しさがある。国でやると言っても、ありとあらゆる委託先を作ることは困難である。

実態として受入先がないということが頭にあるから、無理なことを決定しても意味がないということで、受入先とマッチングしないものは自主規制されているのではないか。

児童相談所でも児童福祉法の措置をやってきたが、受け皿に応じた措置しかないのが実情である。要請に応じてなるべく受け皿を手配する努力をするしかないが、現実には、受け皿に応じた処置しかしないのではないかと考えている。また、私は、1960年代にも全く同じ議論に接したことがある。この問題は、40年も昔からある。社会が変化しているのに、そういうことが変化していかないのは、むしろおかしいと思う。

補導委託制度にも、いろいろな種類がある。処分が決まる前に、事業者に3、4か月預ける方法は、それほどの非行ではないが、家庭環境に問題があるようなケースで、少年の矯正教育によらなくてもなるべく自分でしっかり社会の中でやっていけるようにということをやっている。少なくとも、環境が安全でない、又は問題がある少年を、官ではなく、民で、逃げようと思えば逃げられる環境の中におき、自己規制の中で3か月、4か月やっていくのは意味がないわけではない。全部官で取り込んで施設を作ってしまうと、強制になり、理念も違うし、意味も違ってくる。最終的に少年院か保護観察か中間にあるような少年であっても、民間の熱心な方の協力を得てやっていくことは非常に意味があると思っている。うまく行く例もあるし、逃げて再非行に至るなどして少年院収容となるケースもある。一方、中学から高校までの子の中で、しつけができていないとか、親がしっかりした指導ができない場合には、非行事実が万引程度では、少年院へ送致できない。要保護性が高くても保護観察止まりである。そういう少年を2、3日老人

施設や障害者施設に通わせて仕事をさせると、非常に効果がある。優しさをかけたり手助けできる対象を見つけることによって、自分が頼りにされている、必要とされているという感覚を持つことができるようになるからである。これまでそうした機会に恵まれず、自尊感情があまり高くない子を選んで、そういう施設で働かせると、劇的に変わる子もいる。悩みもあるが、非常に意味もある。

補導委託制度は意味のあるものではあるとは思いますが、試験観察の結果在宅になったとしても、帰っていく先は変化していない昔の家庭環境であるから、また再非行に走ることも多いと思う。親の教育に力を入れないといけない。

少年審判への市民参加というテーマであるが、それに協力していただく適切な受託先を探す困難さがあることは分かった。受託先が見つかって、それに見合った適切な非行少年をどういう形で委託するかという判断も非常に重要で難しいと思う。裁判所で事前登録するとのことであるが、事前登録に当たっての、大体の判断基準はあるのか。また、実際に少年をこの施設に預けた方がいいと判断した場合は、預けっぱなしにせず、調査官が訪問するなどしてケアはされているのか。補導委託先を探す場合の参考になると思うので教えてほしい。

基準としては、人格的な識見、家庭円満であること、少年に衛生的で健康的な居室を提供できること、地域環境に問題がないかなど、ごく当然な基準で判断している。外形的には問題なくても、人格的な面については、少年に与える影響があるので、そのような微妙なところは直にお会いして話をしたりする中で判断している。また、預けっぱなしということは決してない。中間処分なので、どういう生活状況なのかしっかり観察する必要があり、月に1、2度訪問して、受託者や少年と会って調査をしたり、定期的に報告書を受託者に出してもらったり、適宜連絡をいただいたりしている。休日に少年が逃げたような場合にも連絡がとれる態勢を整えている。

補導委託先として紹介していただいた方については、皆さん、説明して引き受けていただいているが、紹介していただける数が少ない。裁判所でも開拓に努力しているが、限度があるので、どなたかにご紹介いただき、御理解をいただいて開拓したいと思っている。

委託先が一番最初に心配することは、家族の一員として暮らすので、マイナスの出来事が起こるのではないかとということであり、実際に事故が起こったことも

ある。個人の力で維持するのは大変であると感じた。委託先のいくつかは、裁判所がなかなか力になってくれない、相談に乗ってほしいという思いを持っている。また、同じ委託先で話し合う機会を作ってほしいという希望がある。委託先は、嬉しいこともたまにはあるが、孤独でやっているのだから、大変なことがほとんどであるのが実情である。そのあたりを裁判所にも分かっていただき、援助をしていただきたい。

個々に事業所の中で受け入れる場合には、相談するところがないと思う。裁判所が核となって情報を提供するか、研修会という形で情報を交換するということが大きき力になるのではないかと思う。

資料を読んで、美談に感動する一方で、補導委託制度は非常に危うい制度だと感じた。しっかりした制度から出てくる美談であれば国民の財産であるが、美談に支えられた制度になっているとすれば危ない。美談があるから、あるいはやればやっただけの効果があるとはいうが、単に国の制度として続いてきたということであれば、そろそろ見直すべきである。民間の善意に甘えて制度が成り立っているのではない。

神や宗教を介在することで摩擦が起きない、説得力をもつという効果を期待できることもある。そういう意味では、委託先を開拓する場合、個人を開拓するよりは、宗教法人を集中的に開拓することもひとつの方法である。

民間のボランティアによる補導委託は、時代の変遷とともに、少しずつアンマッチングしてきているのではないか。昔は徒弟制の中でこのような制度がそれに似た形で受け入れられていた時代もあったかと思う。しかし、今の時代は、個人を非常に重んずるようになってきた。そういうことからすると、限界がきているような気がしてきた。官でやるのもあり得るのではないかという意見もあったが、例えば、試験観察員などが、どういう形で少年院に送るのか判断する機関を公的に作ってもいいのではないか。

資料をいただいたとき、私は、委託先を少しでも増やそうという意見を今日伺えるのではないかと考えていた。私は、商売をやっており、いろいろな奉仕活動もしているが、このような話は一度もなく、ここで初めてこのような話をうかがった。しかし、現状では、私のところに話が来たら、不安で受けられないし、他の人に紹介もできない。私の会社は小さな会社であるが、もし、私が受けた場合

に、預かった少年がトラブルを起こしたら責任は全部自分に来るし、場合によっては会社がなくなる。その責任は誰がとるのか。それをしっかりしてくれないと、とてもではないが受けられない。

今、家庭の教育力、地域の教育力が低下している中で、子どもの犯罪が起きているのは事実である。そうした中で、子ども達を預かって居場所を与えていただいたり環境を変えていただいて子供達の教育にあたっていただくのは素晴らしいことだと思うが、せっかく少年がよい方向に向いたとしても、家庭環境、地域環境を変えなければ、スタートと同じになると思う。そこで、会の横のつながりを作り、そこで情報公開してもらおう。もし、可能であれば、保護者に対して公表できる情報だけでも公表していただきたい。

補導委託制度は非常に素晴らしい制度だと思っている。非行に走った少年達が、結局は社会に復帰し、社会性、市民性を学んで、社会で活躍していけるようになるのが究極の目的である。そういう面では、官が指導的にやるのではなく、多種多様な職業があり、いろいろな経験を積める場がある社会の中で、市民が非行少年の社会復帰、社会性、市民性を養うためにボランティアで頑張ってもらった方がよいと思っている。その意味では、この制度は素晴らしいと思う。しかし、この制度は非常に困難な問題を抱えている。難しいから駄目というのではなく、その困難さを一つ一つ解決していき、究極の目的に奉仕できるような制度に育てていく必要があると思っている。

以 上

- (注) 裁判所関係以外の委員の発言
裁判所関係委員の発言
裁判所側の説明